

平成24年度第4回亀岡市個人情報保護審議会（2月28日開催）

議事録

（事務局）

それでは失礼いたします。おはようございます。只今より亀岡市情報公開・個人情報保護審議会を開催させていただきます。本日の出席でございますが、委員9名全員の出席を報告させていただきます。それでは開会に当たりまして会長から挨拶を頂戴いたします。よろしくお願いいたします。

（会長）

おはようございます。1月に新しい委員で発足したばかりで、その際に、その他の事項として報告させていただいた事項がございましたが、他府県における事件の発生と京都府下における動きが急速であるため、急な招集をさせていただいたのですが、皆様出席いただきありがとうございます。

（事務局）

どうもありがとうございます。それでは早速ですが、お手元資料の次第の3でございますが、本日報告事項を1件予定しております。「戸籍・住民票等の不正取得に対する本人告知」ということでございますが、この件につきましては、先ほど会長のお話にありまして、現在全国的に情報屋として闇情報を取引するような事件が愛知県警に摘発されるという事例がありまして、亀岡市においても戸籍謄本、住民票の不正取得が何件かありました。これに対する取扱いを現在本市における内規として定めているところですが、本人告知についてさらにより適切に、迅速に対応する必要があるとして、今後の方向について報告させていただき、ご意見を頂戴したいと存じます。担当いたしますのが、市民課でございますが、担当の課長、係長がこの件につきましてご説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

（担当課）

《資料に基づき説明》

（会長）

ありがとうございました。それでは皆様ご質問があれば、どうぞお願いします。

(副会長)

今回の制度は、不正取得された後に交付理由を説明するようなものであって、本来不正請求でないかという場合に交付せず、水際で食い止めるようなものではないですね。確かに正当な資格を持った人が請求するものですので出さざるを得ないというのはわかるのですが、なんだか刑が確定した場合でも、不正取得とみなす場合もその間に不正取得された人の人権侵害まで配慮されていないものではないのでしょうか。例えば不正取得であると疑いがあれば、本人に確認してから交付するというのはできないのでしょうか。印鑑証明について、代理人による請求の場合本人に確認してから交付するという手続きになっているのと同じように、本人に確認してから交付するといことにはならないのですか。発行してから本人に通知がいても仕方がないのではないかというのが一般的な感情だと思うのですが。実際に不正取得された戸籍謄本が使われて実害が生じてから通知されてもしょうがないわけですよ。

(担当課)

職務上請求書は、戸籍法や住民基本台帳法で定められる八士業が職権で使える請求書なのですが、請求理由で遺言上作成のため等と書かれていますと、正当な請求とみなして交付しなければならないと法律で決められています。今回の案件についても、窓口で通常の流れの中で正当な請求とみなして交付したということです。ただ現在法務局や司法書士団体から用紙を紛失した等の理由から不正取得の可能性のある請求番号について通知が来ており、職務上請求があるとその番号と照会して確認してから交付するようにしています。このようにしてできるだけ間違った交付をしないような手立てをしています。

それと2ページにありますように、事前登録型本人通知制度というものを検討していきまして、事前に登録された方の住民票や戸籍謄本について第三者請求があれば、こういう請求がありましたと本人に事前に通知するものであります。これにより不正取得の抑止に繋がるのではないかとして現在検討しているものでございます。弁護士や司法書士の立場からしますと、例えば遺言状作成の場合には、家族に内緒で作成している場合もありますし、訴訟の場合にも、訴訟しているという事実がわかると問題ですし、このような密行性のある業務については通知をしないという内容を加えたうえで制度を実施していこうと検討しています。この制度については、福知山市と京丹後市は、平成24年10月から実施をしていますし、舞鶴市と綾部市も、年度内、平成25年5月から実施する方向となっています。南丹管内でいいますと、2市1町で事務調整会議を行っていきまして、できれば同じような要綱で、同じくらいの時期から実施していければと協議をしています。できれば来年度の夏か秋くらいに通知できればということで調整しています。この制度ができますと、

事前に通知もできますし、権利侵害の抑止に繋がるのではないかと考えています。

(A 委員)

不正取得の疑いがあるかの判断の際に委任状の提出を求めるということですが、では、職務上請求の段階では委任状の提出もいらぬということなのですか。

(担当課)

そうです。法律上職務上請求書は、それ1枚で全て足りるということになっております。

(A 委員)

では、正当な職務上請求の場合には、委任状を提出せず持つておられるということですか。

(担当課)

そうです。委任状の添付義務を免除するという意味で職務上請求書が存在します。個人が請求する場合には、委任状や身分証明書がないと交付できないことにはなるのですが。

(A 委員)

20,000枚印刷されたということですが、途中で止められなかったのですか。例えば番号を打ち込んだら、その番号にひっかかってわかるというような。

(担当課)

不正取得事案が生じるまで手立てがなかったのですが、現在では紛失した等不正取得の可能性のある番号については、市町村に照会されますし、交付の際にはチェックをして、そういった事案が生じないような手立てをしています。

(A 委員)

事前登録型本人通知制度を実施される場合は、全員に案内がされるのですか。

(担当課)

こういった制度がありますので登録してもらえませんかという案内を市おしらせ版で広報する予定です。登録のあった方にしか通知をしないので、他の方については、従来通り番号を照会しながら交付していくことになるのですが。

(A 委員)

市おしらせ版は、自治会に入っていない家には届かないのではないですか。

(担当課)

そういったご家庭に対しては、ホームページにも掲載しようと考えていますのでそちらをご覧くださいということになります。

(事務局)

市おしらせ版は、自治会加入の家庭に原則渡ることになりまして、あと自治会、公共施設、大手スーパー等にも置いてあります。

(会長)

行政書士業も不正交付させたら減俸という対応をしているのですが、弁護士業については照会したりもなく、偽造防止の対応が遅れているので、なかなか事前に不正取得を止めるというのは難しい現状があります。

1 ページの「過料」はこれで間違いないですか。

(担当課)

平成 18 年当時に法的な過料の決定が下されたということで不正であるとの認識に至ったという経緯がありました。

(会長)

愛知事件で発覚した亀岡における不正取得 7 件の時期は、いつごろですか。

(担当課)

平成 21 年の 8 月から 22 年の 9 月の間に発生しました。愛知事件の公判で偽造番号とわかった番号と一致するものが 7 件あったということです。

(B 委員)

請求者は、わかるのですか。業者でしたか。

(担当課)

プライム総合法律事務所といういわゆる情報屋でした。

(B 委員)

それが探偵業者、調査会社に流れていったということですね。

(担当課)

はい。

(会長)

職務上請求書は、何年保存ですか。

(担当課)

3年です。その間で残っている分で調査させていただくということです。

(副会長)

事前登録型本人通知制度についてですが、未成年の登録は、どうするのですか。

(担当課)

そうですね。世帯で登録できるような方法も考えていかないと思っています。

(C委員)

亀岡の7件は、どのような内容のものが請求されたのですか。

(担当課)

訴訟の手續ということで請求されています。

(C委員)

請求者に確認しているのですか。

(担当課)

事実そのような依頼があったかどうかは、この要領を改正後本人通知する上で確認したいと考えています。ただ、人権侵害があったという事象は、亀岡において報告されていませんので、何もなかったのではないかと思うのですが。

(B委員)

印刷会社は、罪を問われたのですか。

(担当課)

はい。

(会長)

偽造幫助ですね。

(副会長)

妻の代理人として請求してもすぐに出してもらわないと困りますし、一方で簡単に不正取得されても困りますし、難しいところですね。

(担当課)

平成 20 年に改正されまして、本人確認で必ず運転免許証や保険証を提示していただかないと、本人以外には交付できないようになり法規制をかけているのですが、法の抜け道をかいくぐるんですね。京都府においてこの問題についても一定の法規制をかけてほしいと国に要望をしているところではあります。今回愛知事案と別と同じ情報屋なのですが、別のルートを使って不正請求をする事案が年末に発覚しまして、京都府下で 485 件、亀岡市 7 件の事象がありました。これについても要領改正しましたら本人に通知をしていきたいと考えています。

(会長)

本来、国がちゃんと対応してもらわないといけない問題ですね。市町村の窓口で要領で対応するような問題ではないはずです。全国的な話ですので。

(担当課)

不正請求で本人に権利侵害が生じた場合に市に対して損害賠償請求する可能性があるわけです。法の対応がなく市の要領だけで対応すると、損害賠償請求に市が耐えられるかというのも難しいところがあります。そういうことのないように国に法律をきちっと定めてもらってこの問題に対応するようにしないとと思います。

(会長)

事前登録型本人通知制度について亀岡市の今後の予定はどうか。

(担当課)

できれば秋ぐらいを目途に要綱を作成して進めていきたいと考えています。先ほど申し上げましたように密行性のある事案については、通知の対象外とする方向で考えています。住民票について本籍の記載のあるものに限った方がいいのかなと思いますが、綾部市や福知山市が実施をされていますので、それらの要綱を参考にしながら 2 市 1 町で同じ内容で進めていきたいと考えています。事前登録型本人通知制度については、京都府が 22 年度くらいから市町村会議で要綱等の検討も進めら

れている最中でありまして、なかなか足並みがそろわないのですが、北部の方では、ほぼ実施する方向で聞いていますし、また、南部については、市町村が多く、意見の集約ができてないようですが、とりあえず国の方に要望書を提出するということが対応しているようです。遅かれ早かれ制度は、導入されるのではないかと考えています。

(会長)

今回の要領改正の実施時期は、いつですか。

(担当課)

議会での説明もありますので、できれば3月中旬ごろ実施して、本人に通知をしていきたいと考えています。

(会長)

八士業にお知らせするのですか。

(担当課)

こういう制度を導入しますという通知をします。それとホームページの方にできるだけこういう制度をしているという告知をしていきたいと考えています。

(A 委員)

登録型本人通知制度において、「後日すみやかに」登録者に通知するということがありますが、すみやかにというのは、どれくらいですか。

(担当課)

1週間くらいと考えています。

(A 委員)

本当に不正取得であれば、できるだけ早く通知していただきたいですね。

(会長)

他に何かございますか。(質問なし。)

(会長)

事務局から他にありますか、次回の予告等は。

(事務局)

今後の審議会の予定でございますが、1点は、ただいまありました事前登録型本人通知制度がある程度案が固まってきましたら審議会で意見を賜りたいと考えています。時期的には秋が目途でございますので、8月、9月ごろに。

その他に、情報公開請求件数の増加を受けて、電子データによる公開について、現在の情報公開制度においても可能ではあるのですが、料金やこういった形で渡すのか等しっかり決まっておられません。これについても現在庁内検討中でございますので、ある程度の案が固まった段階でお諮りをしたいと考えています。

それと報告事項になると思いますが、現在国の方でマイナンバー法案が議論されています。これは国民それぞれに固有識別番号、IDをふりまして、そのIDで税や社会保障と連携をさせ、より公平な税負担や社会保障、行政の効率化を図っていくというものであります。もうまもなく閣議決定され、法案提出されるものであります。民主党政権時代に3党合意ができていますので、スケジュール次第では参議院議員通常選挙前には成立する可能性が高く、その場合平成27年10月に開始されるということです。法案において国の用途として社会保障に使うということにしていますが、条例で定めると、それ以外の用途、主に想定されますのは災害関係ですが、それにも使えるということですので、あらかじめ制度がわかりました段階でご説明させていただきましてご意見を頂戴したいと考えています。

その3件あたりを秋ごろにご審議いただきたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。

(会長)

ありがとうございます。

(事務局)

長時間のご審議ありがとうございました。それでは閉会にあたりまして副会長の御挨拶を頂戴します。

(副会長)

皆様ご多用の中ご参集いただきましてありがとうございます。ご審議いただいた内容は本来国レベルで行うべき問題であり、現在過渡期にあるということで市町村が工夫して間違いなく交付できるようにしていますが、本来全国一律基本のなる部分が示され、そのあと市町村が工夫を入れていくという風になったらと思うのです。我々だけで考えてよいものばかりではなく、より広い範囲で議論していただかないといけないこともありますし、我々は我々で審議会として、亀岡市のために精度向上に努めて適切な活動ができるようになったらと思っています。次の審議会は秋口

の予定ということですが、どうぞよろしく願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。それでは亀岡市情報公開・個人情報保護審議会を閉会させていただきます。ご苦勞様でした。

《閉会》